

○厚生労働省令第二十二号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第三項及び第四項並びに第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第五条 法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。ただし、心身の状況、生活の状況その他の生活困窮者就労準備支援事業を利用しようとする者の状況を勘案して都道府県等が必要と認める場合にあつては、当該状況を勘案して都道府県等が定める期間とすることができる。

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)

第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していないものであること。

二(五) (略)

(生活困窮者住居確保給付金の支給期間等)

第十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者が、申請日において第十条各号のいずれにも該当する場合は、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給する。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第十条各号(第一号を除く。)のいずれにも該当する場合であつて、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとと九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

改正前

(法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第五条 法第三条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)

第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条及び次条において「申請日」という。)において、六十五歳未満の者であつて、かつ、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していないものであること。

二(五) (略)

(生活困窮者住居確保給付金の支給期間)

第十二条 生活困窮者住居確保給付金の支給期間は、三月とする。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第十条各号(第一号を除く。)のいずれにも該当する場合であつて、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとと九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

2 都道府県等は、前項の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、疾病又は負傷により第十条第五号の要件に該当しなくなった後、二年以内に第十条各号（第一号を除く。）の要件に該当するに至り、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、生活困窮者住居確保給付金を支給する。この場合において、支給期間は合算して九月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とする。

（生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対する就労支援）
第十四条 都道府県等は生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援（以下この条及び次条第一項において「就労支援」という。）を行うものとする。

2 （略）

（生活困窮者住居確保給付金の不支給）

第十五条 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しない。

2 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であつて、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額を超えたときには、支給しない。

（再支給の制限）

第十六条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるも

2 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であつて、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額を超えたときは、前項の規定に関わらず、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

（生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対する就労支援）
第十四条 都道府県等は生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援（以下この条及び次条において「就労支援」という。）を行うものとする。

2 （略）

（生活困窮者住居確保給付金の不支給）

第十五条 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しない。

（新設）

（再支給の制限）

第十六条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるも

のを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合は第十二条第二項に規定する場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

のを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合は除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。